

第 4 章

災害復旧・復興

第1節 商工業・観光関係施設復旧

被災後の復旧については、天候が回復した後、各事業所とも復旧作業を行った。

龍郷町では、浸水した電機機材の応急処置により、2週間で営業を再開し、2ヶ月が過ぎてようやく完全な修理が終了した。また、奄美市では土砂流入の撤去が復旧を遅らせたものの、懸命な復旧作業により、被災後3ヶ月が過ぎてようやく全事業所が営業を開始した。

第2節 耕地関係施設等復旧

1 災害の状況

畑等の農地、水路、道路等の農業用施設が被災し、耕地関係被害は、110箇所、2億2,700万円に上った。

2 復旧工事

土砂の流入により営農に支障をきたす樹園地など、緊急を要する箇所では、応急工事を実施した。

また、国の災害査定は、平成23年12月に実施され、準備の整った箇所から順次復旧工事に着手する予定である。

応急工事状況

実施市町村	箇所数	主な工事内容
龍郷町	2	樹園地の土砂除去、仮設道路の設置

農地・農業用施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	地区数	事業費	市町村名
農地	30	50,910	奄美市，龍郷町
農業用施設	10	26,112	奄美市，龍郷町
合計	40	77,022	

事業費は査定決定額

第3節 林業関係施設等復旧

第1項 林地崩壊

林地崩壊については、緊急性、被災規模、保全対象等により、国庫補助事業や県単事業により復旧を行うこととなるが、今後の雨による拡大崩壊で更なる被害が懸念される1箇所については、災害関連緊急治山事業で早急な対応を図ることとした。

林地崩壊の復旧事業 (単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	負担区分等
災害関連緊急治山事業	1	78,000	国8.5/10 県1.5/10
県単治山事業	4	27,000	県 9~7/10 市町村 1~3/10
計	5	105,000	

第2項 林道施設

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)の対象となる災害は、1市、1路線、1箇所、被災延長21m、被害額332万円であり、災害査定は平成23年10月20日から10月21日まで、1回実施され、査定申請額332万円に対して、査定額325万円で、査定率98%であった。

林道災害の査定状況 (単位：千円、%)

査定日程	路線数	箇所数	申請額	査定額	査定率
10/20~10/21	1	1	3,320	3,252	98.0

第4節 土木施設復旧

公共土木施設災害復旧事業

被災箇所の応急対策については、県民生活に支障となる交通途絶箇所及び河川の護岸の損壊箇所や埋そく箇所など緊急を要する箇所について、速やかに工事を実施した。

災害査定については、12月2日までに被災箇所の災害査定を終えた。

本復旧については、早期着工に努め、平成24年度内の完成を目標に取り組んでいる。

災害査定の実施状況

区 分	査 定
国土交通省水管理・国土保全局所管	第10次災害査定(23.11.28～12/2) 72箇所

公共土木施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	河川名等	市町村名	復旧事業費	事業年度
河 川	戸口川 外48箇所	龍郷町 外	588,238	平成23年度～24年度
海 岸	用安海岸	奄美市	29,813	平成23年度～24年度
砂防施設	中里川	龍郷町	12,960	平成23年度～24年度
道 路	大勝本茶線 外19箇所	龍郷町 外	282,657	平成23年度～24年度
橋 梁	千田袋橋	龍郷町	91,215	平成23年度～24年度
計	72箇所		1,004,883	

復旧事業費は査定決定額

第5節 文教施設復旧

学校施設の災害復旧は、学校教育に支障がないよう補修や撤去を行い、早期復旧に努めた。

公立学校

公立学校で被害を受けた県立学校及び市町立学校施設の災害復旧は、授業等に支障がないよう、浸水により汚損した床や設備(備品)の清掃・消毒等及び土砂や損壊した工作物の撤去等を行い早期復旧に努めた。

各学校ごとの復旧状況は次表のとおりである。

平成 23 年 10 月 5 日現在

設置者名	学校名	施設区分	被害の概要等	現在の復旧状況
鹿児島県	大島北高校	土地，工作物	校内敷地一部法面崩壊 国旗掲揚台及び屋外時計塔倒壊破損	撤去済み
小計	高1			
奄美市	緑が丘小学校	土地	敷地内崩土 2 箇所	土砂撤去済み
	朝日中学校	設備	給食室（床上50cm程度），給食用備品等被災	消毒・清掃済み
	笠利中学校	建物	校舎内電気配線の漏電	復旧修理済み
小計	小1 中2			
合計	小1，中2，高1			

第6節 その他公用・公共関係施設

第1項 公営住宅

今回の大雨により、床上・床下浸水の被害を受けた奄美市及び龍郷町の市・町営住宅については、当該市町において、入居者の生活等に配慮し、速やかな床下の消毒、畳替え並びに床・壁の補修等を行った。

第2項 庁舎関係

奄美警察署秋名駐在所の被害については、規定予算の範囲内で早急な復旧を図った。

第 7 節 生活再建支援対策

第 1 項 県税等の特例措置

1 県税の減免措置等

地震，火災，風水害などの被災者に対しては，個人事業税，自動車税，不動産取得税，産業廃棄物税及び個人県民税の減免の制度があり，今回の奄美地区における集中豪雨災害の被災者に対しても，減免措置を講じたほか，納税者からの申請に応じ申告期限の延長を行った。

2 県税の減免措置等に係る広報

県税の減免措置等について，印刷媒体，電波媒体，県ホームページ等により別表のとおり広報を行った。

【別表】県税の減免措置等に係る広報一覧

月	印刷媒体(活字媒体)	電波媒体	県ホームページ	その他
平成23年4月			○「災害減免」のページを同年掲載	○市町村メールマガジン(市町村へ5月号向けの広報誌原稿提供) 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。
5月	5/15新聞インフォメーション(南日本新聞、南海日日新聞) 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。	県政番組テレビ・ラジオスポット 「自動車税納期内納付」 この中で、自動車税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン(市町村へ6月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」
6月	6/19新聞インフォメーション(南日本新聞、南海日日新聞) 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」		○市町村メールマガジン(市町村へ7月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で、不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」 ○「災害減免等」のチラシを各地域振興局・支庁へ配布(資料1)
7月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 7/10サザンモーニングラジオ対談 「災害減免」		○市町村メールマガジン(市町村へ8月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」
8月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 8/28サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン(市町村へ9月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」 ○個人事業税の第1期分納税通知書に「災害減免等」のチラシを同封(資料1)
9月	9/1グラフかごしま情報ボックス 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」	○9/28「奄美地方における集中豪雨災害に関する情報」のページ(危機管理防災課所管)に県税の軽減措置情報を掲載	
10月				○10/7「南海日日新聞」記事掲載 ○10/8「奄美新聞」記事掲載 ○奄美市、龍郷町の広報誌に県税の減免措置等の情報を掲載 奄美市(11月号)、龍郷町(10月号)
11月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 11/27サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で、個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		

【資料1】「災害減免等」チラシ(表)



災害による損害を受けた方への
県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方々には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法(裏面をご覧ください。)があります。

県税につきましてご不明な点がありましたら、鹿児島地域振興局課税課・自動車税課、お近くの各地域振興局県税課又は各支庁県税課にご相談ください。

ご相談は、電話でも結構です。

名称	電話番号	名称	電話番号
鹿児島地域振興局課税課	099-805-7221	北薩地域振興局 県税課	0996-25-5202
(個人事業税)		始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126
(不動産取得税)	099-805-7224	大隅地域振興局 県税課	0994-52-2093
(雑種雑税)	099-805-7231	熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
自動車税課	099-261-5611	大島支庁 県税課	0997-57-7225
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1315		0997-57-7229
	0993-52-1317		



「災害減免等」チラシ(裏)

区分	要件	経減又は免除の割合	適用対象	備考
災害減免	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額が50万円以下	税額の全部	災害を受けた年の4月1日の属する年度の個人事業用資産の総額のうちの1/2以下(災害発生後に前年度の損益計算上の所得が1,000万円以下であるもの)	災害を受けた日又は申請日(申請書の提出日)から起算し、0日(災害発生の日)から起算し、10日以内(申請書の提出日)まで(災害発生後)に申請書(申請書様式)を提出してください。
	自己、控除対象配偶者、柱・養親族の所有する住宅又は家財につき受けた損害の金額(保険金等による補てん金を除く。)が、前年中の合計所得金額が500万円以下であるもの	税額の2分の1以内の額	同上	※基本とは損額の1/2以上であるもの
自動車税	自己の所有に係る自動車の損害額(保険金等による補てん金を除く。)が、年税額の4倍以上のもの	年税額の4倍以上 年税額の5倍以上 年税額の6倍以上	(1) 相当の修繕費を要する自動車 (2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車 (3) 抹消後新たに取得した自動車(代替自動車)	納期限又は申請日(申請書の提出日)から起算し、0日(災害発生の日)から起算し、10日以内(申請書の提出日)まで(災害発生後)に申請書(申請書様式)を提出してください。
	滅失し又は損壊した家屋等に代わる資産等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減	当該家屋等の取得に對し課税される不動産取得税	納期限後3.0日以内(申請書の提出日)から起算し、10日以内(申請書の提出日)まで(災害発生後)に申請書(申請書様式)を提出してください。
	家屋等の不動産を取得後、納期限までに災害で滅失し、又は損壊した場合	80%以上の被害 60%以上 80%未満の被害 40%以上 60%未満の被害 20%以上 40%未満の被害	全額免除 80%免除 60%免除 40%免除	同上
産業廃棄物納税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等の特別な事情により、納税することができなると認められる場合	知事が必要と認める額を限度とし、	災害が発生した日以後、納期限の到来する産業廃棄物の税額のうち、知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害があった日から1月以内(申請書の提出日)に、申請書(申請書様式)を提出してください。
市町村負担税	個人県民税は、個人市町村民税と併せて課税徴収されているので、災害等に際しては、個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。			市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。

○**期限の延長(県税条例第14条)**
災害等により県税(すべての税目)の申告、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、延長の期間(災害等がやんだ日から2月以内)申請に必要な書類(災害等による期限延長申請書、り災証明書)

○**徴収猶予(地方税法第15条~15条の4)**
財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができなると認められるときは、徴収を猶予することができます。
申請に必要な書類(原簿等)を提出し、り災証明書(申請書)を提出し、り災証明書

○**納税証明書交付手数料の免除(県税条例第7条)**
災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要となるために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

第2項 地方交付税の特例措置

1 普通交付税の繰上交付

平成23年9月豪雨災害により被害を受けた龍郷町においては、総務省と協議の上、当該団体の意向を踏まえ、1億8,400万円の普通交付税（11月分）の繰上交付を行った。

2 繰上交付団体（平成23年10月21日繰上交付）

（単位：千円）

市町村名	11月交付額（再算定前）	うち繰上交付額
龍郷町	613,531	184,000

（参考）普通交付税の繰上交付制度について

(1) 内容

地方団体に大規模な風水害、火災等が発生した場合は、その災害に係る特別な財政需要に対処するため、災害の発生時期に応じて、当該団体に対し、6月、9月、11月の定例交付額（地方交付税法第16条第1項に規定する交付額）の一部を繰り上げて交付することができる。（普通交付税に関する省令第54条第1項）

(2) 対象団体

繰上交付を行う地方団体、繰上交付の時期及び繰上交付額については、大規模な災害による特別の財政需要の額等を考慮して総務大臣が定めるものとされており（普通交付税に関する省令第54条第2項）、これに基づいて内規（「災害等に伴う普通交付税の繰上交付基準」）が定められている。

(3) 繰上交付基準

県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の

公共施設被害額の合計額 × 0.8

が

当該年度の基準財政需要額の合算額

10%を超え50%までの場合は被災市町村の次期交付額の合算額の30%

50%を超え70%までの場合は " 50%

70%を超える場合は " 70%

の基準に該当しない場合でも、その管内の被災市町村のうち災害救助法が適用された市町村がある場合には、当該市町村について の基準のうち最低の交付率の場合に該当するものとみなす。

の基準財政需要額は、当該年度分を用いるものとする。ただし、当該年度の普通交付税の決定までの間においては、前年度の基準財政需要額に当該年度の基準財政需要額の前年度に対する全国平均（交付団体）の見込伸率を乗じたものを用いるものとする。

6月概算交付以降、普通交付税の決定までの間においては、次期交付額は6月における定例交付額とする。

(4) 過去の繰上交付の実績

平成3年度（台風第19号による被害）

三島村・十島村・鹿島村（10月18日繰上交付）

平成5年度（集中豪雨及び台風第7号による被害）

鹿児島市ほか25市町（8月16日，8月30日繰上交付）

平成13年度（大雨洪水による被害）

西之表市（10月10日繰上交付）

平成17年度（台風第14号による被害）

垂水市（10月6日繰上交付）

平成18年度（県北部豪雨による被害）

阿久根市ほか6市町（8月16日繰上交付）

第3項 被災者生活再建支援法の適用

災害の発生以降，各市町村から県に報告された被害状況に基づき，被災者生活再建支援法の適用基準に達した龍郷町に対して，被災者生活再建支援法を適用した。

（法適用日：平成23年9月25日）

1 被災者生活再建支援法の適用状況（平成23年10月12日現在）

区 分	住家被害(世帯)			適 用 根 拠	適 用 年 月 日
	全 壊	半 壊	床上浸水		
龍 郷 町	4	120	62	施行令第1条第1号	平成23年9月25日

2 被災者生活再建支援金の申請状況（平成23年12月1日現在）

区 分	支給限度額		う ち 支 給 済			
	件 数	限 度 額	件 数	基礎支援金	件 数	加 算 金
龍 郷 町	4	10,500,000円	4	3,500,000円	0	0円
計	4	10,500,000円	4	3,500,000円	0	0円

第4項 鹿児島県被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用により，同法に基づく支援金を支給されない床上浸水以上の住家被害を受けた世帯や小規模事業者を対象として，「被災者生活支援金」を支給した。

また，平成22年10月の奄美地方豪雨災害で被災した世帯に，再び床上浸水以上の被害を受けた世帯があり，前年に引き続く被災による負担の軽減を図り，速やかな復旧を支援するため，いずれの災害においても床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者へ，30万円を追加して支給する。

鹿児島県被災者生活支援金の支給状況（平成23年12月1日現在）

（単位：件，円）

区 分	住家被害		小規模事業者		再度被災者		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
奄 美 市	82	16,400,000	13	2,600,000	6	1,800,000	101	20,800,000
龍 郷 町	182	36,400,000	22	4,400,000	62	18,600,000	266	59,400,000
計	264	52,800,000	35	7,000,000	68	20,400,000	367	80,200,000

第5項 商工業関係

1 県等のとった金融措置

(1) 県のとった金融措置

相談窓口の設置

9月28日，集中豪雨災害により被災した中小企業者に対する相談窓口を設置するとともに，商工団体や保証機関に対して，経営・金融支援のための特別相談窓口の設置など，きめ細やかな経営支援を依頼した。

金融機関等に対する要請

9月28日，県内金融機関等に対し，新規融資や条件変更による特段の配慮を要請した。

「緊急災害対策資金」の適用と県民への広報

9月25日からの奄美地区における集中豪雨災害により，龍郷町に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されたことから，県中小企業融資制度の「緊急災害対策資金」の適用を決定し，同資金の信用保証料を全額補助することとした。9月28日，保証機関，金融機関，商工団体，市町村へ通知するとともに，記者発表，ホームページへの掲載を行い，県民への周知を図った。

(2) 国のとった金融措置

金融機関等への金融上の措置の要請

9月27日，被災者に対しては，通帳等を紛失した場合の払戻しなど，状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう各金融機関，証券会社等へ要請を行った。

政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用等

9月28日，特別相談窓口を設置したほか，中小企業者の災害復旧のために，貸付限度額の引き上げ，担保の特例措置を内容とした災害復旧貸付制度の適用を行った。

第6項 住宅関係

1 公営住宅

豪雨災害により家屋に被害を受けたり災者に対して，公営住宅（特定公共賃貸住宅，改良住宅を含む）への入居相談を受付けた。

なお，今回の豪雨による入居者はいなかった。

2 情報提供・応相談体制の整備

(1) 災害救助法が摘要された龍郷町に，速やかに被災住宅応急修理制度の手続方法等を情報提供した。

(2) 大島支庁建設課に，災害等に係る住宅相談窓口を設置した。

(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/27	被災者生活再建支援法の適用を決定した ・龍郷町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号）	社会福祉課
9/30	奄美大島1市2町2村及び大島支庁に対して『「平成23年鹿児島県奄美地方における豪雨」により被災した要介護高齢者への対応について』(平成23年9月27日付け厚生労働省老健局介護保険計画課，高齢者支援課，振興課，老人保健課連名の事務連絡)を通知 (通知内容) 1 状況把握並びに避難対策及び介護サービスの円滑な提供について 2 避難所等で生活している被保険者への介護サービスの提供について 3 定員超過及び職員の確保が困難な場合の減算について 4 利用者負担の減免，保険料の徴収猶予・減免及び特別調整交付金について	介護福祉課
10/18	「再度被災者」に対し，1件あたり30万円追加して支給することを発表	社会福祉課
11/11	被災者生活支援金の交付決定 (奄美市，龍郷町)	社会福祉課

【商工労働水産部】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/27	金融機関等へ金融上の措置を要請 九州財務局等が，状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう金融機関等へ要請	経営金融課
9/28	商工団体へ相談窓口設置を依頼 県商工会連合会等の関係商工団体に対し，経営・金融支援のための特別相談窓口の設置など，きめ細やかな経営支援を依頼 県の緊急災害対策資金の適用を決定 保証機関，金融機関，商工団体，市町村へ通知 記者発表及びホームページへの掲載 県に相談窓口を設置 保証機関に特別相談窓口の設置を依頼 金融機関等に対し，被災者への特段の配慮を要請 政府系中小企業金融機関が特別相談窓口を設置するとともに災害復旧貸付制度を適用	商工政策課 経営金融課 経営金融課 経営金融課

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	耕地災害に係る査定前応急工事に着手 緊急を要する2箇所を実施	農地建設課
12/12 ~ 12/20	耕地災害に係る災害査定	農地建設課
H24 2/6 ~	耕地災害に係る復旧工事開始	農地建設課

【土木部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/28 ~ 12/2	平成23年発生公共土木施設災害復旧事業 第10次災害査定（水管理・国土保全局所管）	河川課